

財政援助団体等監査結果に係る 措置状況報告書

(令和7年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第4号

令和7年10月10日

東大阪市監査委員	向川茂弘
同	牧直樹
同	菱田英継
同	木村芳浩

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

PFI東大阪文化創造館株式会社	1
人 権 文 化 部	6

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 7 年 9 月 2 日

3. 監査結果に関する報告

令和 7 年 2 月 10 日監報第 5 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

東大阪市文化創造館に係る指定管理業務
(対象団体)
PFI 東大阪文化創造館株式会社

<検討又は改善を要する事項>

PFI 東大阪文化創造館株式会社

1 利用料金の設定について

文化創造館条例において、施設等の利用料金は同条例及び同条例施行規則各別表に定める 1 日当たりの金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めると規定されている。

ところで、同条例施行規則別表第 2 において、舞台設備の 1 日当たりの金額は 15,000 円と規定されているが、これを超過した利用料金を定めている。

市と協議を行い、条例等に基づく取扱いをされたい。

措置内容

措置済

料金表の表記上の問題により、文化創造館条例施行規則で規定された舞台設備の 1 日当たりの金額を超過した利用料金を定めているように読み取れてしまう点が適正ではない事務処理でした。令和 7 年 2 月に料金表を改訂し、利用者にとってもより分かりやすい表記としました。

2 業務報告書の記載について

付帯事業の実施状況については、契約書において、利用者から徴収するサービスの対価等を含めて業務報告書を作成し、市へ提出するとされているが、一部の付帯事業について、サービスの対価等を記載していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、所管課と業務報告書への記載方法を調整のうえ、令和6年12月度業務報告より適正な事務処理を行っております。

3 施設利用に伴うオプションサービス等について

当施設では、施設利用に伴い利用者の希望に応じて舞台監督やピアノ調律を行う業者を紹介するオプションサービスを行っている。また、原則利用者本人が処分するごみを指定管理者が処分する場合は費用を徴収している。

ところで、これらのサービス等に係る利用者が負担する費用は文化創造館条例及び文化創造館条例施行規則に規定されておらず、自主事業の承認申請も行われていない。

市と協議を行い、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、令和7年3月に自主事業として所管課に申請し、承認いただきました。

4 事業終了報告書の記載について

運営業務基本計画書において、指定管理者は事業終了報告書（以下「報告書」という。）を事業終了後2か月以内に提出するとしている。

ところで、報告書に記載している収支状況について、収支の一部を記載していないものや指定管理者の構成企業が再委託した金額を記載しているものが見受けられた。

これは、PFI 事業において指定管理者が特別目的会社（SPC）である場合、構成企業の存在等により、収支状況が通常の指定管理業務と比較して複雑であることが関係していると推察される。

市に再度確認を行い、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、事業終了報告書に記載している収支状況は指定管理者である特別目的会社（SPC）を報告主体とすることを所管課に確認しました。事務処理方法の検討に時間を要したため、令和6年度中の実施には至りませんでした。令和7年度実施分の文化芸術事業から適正な事務処理を行っております。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 7 年 9 月 2 日

3. 監査結果に関する報告

令和 7 年 2 月 10 日監報第 5 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

東大阪市文化創造館に係る指定管理業務
(対象部局)
人権文化部

<検討又は改善を要する事項>

文化室文化のまち推進課

1 利用料金の設定について

文化創造館条例において、施設等の利用料金は同条例及び同条例施行規則各別表に定める 1 日当たりの金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めると規定している。

ところで、同条例施行規則別表第 2 において、舞台設備の 1 日当たりの金額は 15,000 円と規定しているが、これを超過した利用料金を承認している。

利用料金の承認にあたっては、条例等を再認識し、適正な事務処理を行うとともに、指定管理者に対して適切な指導をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘につきましては、料金表が適切な表示となっておらず、文化創造館条例施行規則との間に齟齬が生じていたことが原因であったため、令和 7 年 2 月、料金表を同条例施行規則に即した内容へと改正いたしました。

2 施設利用に伴うオプションサービス等について

当施設では、施設利用に伴い利用者の希望に応じて舞台監督やピアノ調律を行う業者を紹介するオプションサービスを行っている。また、原則利用者本人が処分するごみを指定管理者が処分する場合は費用を徴収するとしており、これらについては市も認知しているところである。

ところで、これらのサービス等に係る利用者が負担する費用については文化創造館条例及び文化創造館条例施行規則に規定しておらず、自主事業の承認申請も行われていない。

各サービス等の位置付けを整理し、説明責任を果たすことのできるよう適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、該当の事業については指定管理者から自主事業企画書を受領し、令和7年3月に事業の承認を行いました。

3 事業終了報告書の記載について

運營業務基本計画書において、指定管理者は事業終了報告書（以下「報告書」という。）を事業の終了後 2 か月以内に提出するとされている。

ところで、報告書に記載している収支状況について、収支の一部を記載していないものや指定管理者の構成企業が再委託した金額を記載しているものが見受けられた。

これは、PFI 事業において指定管理者が特別目的会社（SPC）である場合、構成企業の存在等により、収支状況が通常の指定管理業務と比較して複雑であることが関係していると推察される。

指定管理者か構成企業のいずれから見た収支報告であるかについて明確にし、適正な報告書が提出されるよう確認、指導をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、事業終了報告書における収支報告を S P C の立場から作成するものと定めましたが、令和 6 年度中に構成企業間での調整がつかず、令和 7 年 4 月以降の事業終了報告書より適正な事務処理を行っております。

4 文書の保存期間について

指定管理者が作成し、又は取得した文書の保存期間については、契約書において、指定管理者と協議の上、市が定めると規定している。

ところで、契約書で保存期間を規定している一部の報告書を除き、文書の保存期間を定めていない。

現状は指定管理者の判断で文書は保存されているものの、これらの文書には個人情報も含まれていることから、長期間保存することのリスクを勘案し、適切な保存期間を定められたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、指定管理者と協議を行い、令和7年8月、指定管理者が作成し、又は取得した文書の保存期間を定めました。今後は、定めた保存期間に基づき、文書の管理を行ってまいります。

